

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外商社名簿について</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00063 沿革 (略) 最終改正 <u>平成22年 3 月 29 日</u></p> <p>第 1 条～第 5 条 (略)</p> <p>(登録等申請)</p> <p>第 6 条 名簿に海外商社の登録又は名簿に登録されている海外商社の格付変更を希望する者は、第 8 条に定める信用調査報告書 (<u>GE 格 (別表 1 で定める GE 格評価基準の第 3 号に該当する場合を除く。)</u> に海外商社を登録又は格付変更を希望する場合にあっては、<u>信用調査報告書及び第 9 条第 3 項に規定する書類。)</u> をもって登録又は格付変更の申請を行うこととする。</p> <p>2 海外商社の名称又は住所の変更等については、その事実を証する書類をもって申請を行うこととする。</p> <p>3 第 1 項の海外商社の登録は、一の海外商社を一件として名簿に記載するものとする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、海外商社の支店、支社又は出張所等 (以下「支店等」という。) のうち、本社等と異なる国又は地域に所在する支店等は、本社等とは別に名簿に登録するものとする。ただし、支店等を登録する場合は、原則として当該支店等の本社等が名簿に登録されている場合に限ることとする。</p> <p>5 海外商社が、日本貿易保険が別に定める信用危険のてん補の制限に該当する本邦法人の海外の支店又は法人等 (以下「海外支店・子会社等」という。) となった場合及び海外支店・子会社等では無くなった場合は、その事実を証する書類をもって申請を行うこととする。</p> <p>6 スリーピング候補バイヤーから海外商社を解除し名簿へ引続き登録を希望する者は、貿易保険申込みの見込みがあることを確認できる書類をもって第 4 条第 2 項に規定する公表期間内に申請を行うこととする。</p>	<p style="text-align: center;">海外商社名簿について</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00063 沿革 (略)</p> <p>第 1 条～第 5 条 (略)</p> <p>(登録等申請)</p> <p>第 6 条 名簿に海外商社の登録又は名簿に登録されている海外商社の格付変更を希望する者は、第 8 条に定める信用調査報告書をもって登録又は格付変更の申請を行うこととする。</p> <p>2 海外商社の名称又は住所の変更等については、その事実を証する書類をもって申請を行うこととする。</p> <p>3 第 1 項の海外商社の登録は、一の海外商社を一件として名簿に記載するものとする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、海外商社の支店、支社又は出張所等 (以下「支店等」という。) のうち、本社等と異なる国又は地域に所在する支店等は、本社等とは別に名簿に登録するものとする。ただし、支店等を登録する場合は、原則として当該支店等の本社等が名簿に登録されている場合に限ることとする。</p> <p>5 海外商社が、日本貿易保険が別に定める信用危険のてん補の制限に該当する本邦法人の海外の支店又は法人等 (以下「海外支店・子会社等」という。) となった場合及び海外支店・子会社等では無くなった場合は、その事実を証する書類をもって申請を行うこととする。</p> <p>6 スリーピング候補バイヤーから海外商社を解除し名簿へ引続き登録を希望する者は、貿易保険申込みの見込みがあることを確認できる書類をもって第 4 条第 2 項に規定する公表期間内に申請を行うこととする。</p>	

第7条～第8条 (略)

(名簿区分Gの登録等)

第9条 GS格又はGA格に海外商社を登録又は格付変更する場合であって、当該海外商社の名称に政府又は省 (Government 又は Ministry)等の名称が含まれており、明らかに政府機関等と判断できる場合にあっては、その名称及び住所が記載されている契約書等の写しをもって、信用調査報告書に代えることができるものとする。

2 GS格に国際機関等を登録又は格付変更する場合は、当該国際機関等の出資及び活動状況を記した日本政府又は本邦に所在する国際機関の支部等の刊行物の表紙及び当該国際機関等の記載箇所^イの写しをもって、信用調査報告書に代えることができるものとする。

3 GE格(別表1で定めるGE格評価基準の第3号に該当する場合を除く。)に海外商社を登録又は格付変更を希望する場合にあっては、登録又は格付変更を希望する者は、前条に規定する信用調査報告書に加え、次の事項について詳細に記述されている書類(以下「追加書類」という。)を提出するものとする。ただし、信用調査報告書にこれら事項の詳細な記述が含まれている場合にあっては、当該部分に限り、追加資料の提出は要しない。

- 一 出資内容
- 二 代表者の任命権者
- 三 設立根拠法等又は当該海外商社の予算決定についての議会の議決又は政府若しくは地方公共団体の承認等

4 名簿区分Gに別表1で定めるGS格評価基準の第1号又はGE格評価基準の第3号に該当する海外商社を登録又は格付変更する場合であって、第1号に該当する場合には、第2号に掲げる書類をもって信用調査報告書に代えることができるものとする。

- 一 次の全てを満たすこと。
 - イ 当該海外商社の名称に一般に銀行に用いられる名称 (Bank, Banque, Banco, Banca 等) が含まれていること。
 - ロ The Bankers' Almanac (REED INFORMATION SERVICES

第7条～第8条 (略)

(名簿区分Gの登録等)

第9条 GS格又はGA格に海外商社を登録又は格付変更する場合であって、当該海外商社の名称に政府又は省 (Government 又は Ministry)等の名称が含まれており、明らかに政府機関等と判断できる場合にあっては、その名称及び住所が記載されている契約書等の写しをもって、信用調査報告書に代えることができるものとする。

2 GS格に国際機関等を登録又は格付変更する場合は、当該国際機関等の出資及び活動状況を記した日本政府又は本邦に所在する国際機関の支部等の刊行物の表紙及び当該国際機関等の記載箇所^イの写しをもって、信用調査報告書に代えることができるものとする。

3 GE格に海外商社を登録又は格付変更する場合の信用調査報告書は、前条の規定にかかわらず次の各号の要件を具備するものという。

- 一 前条第一号、第二号及び第三号イからニまでの要件を具備していること。
- 二 海外商社が別表1で定めるGE格評価基準の第1号に該当する場合にあっては、次の事項について詳細に記述されているものであること。
 - イ 出資内容
 - ロ 代表者の任命権者
 - ハ 設立根拠法等又は当該海外商社の予算決定についての議会の議決又は政府若しくは地方公共団体の承認等

4 名簿区分Gに別表1で定めるGS格評価基準の第1号又はGE格評価基準の第3号に該当する海外商社を登録又は格付変更する場合であって、第1号に該当する場合には、第2号に掲げる書類をもって信用調査報告書に代えることができるものとする。

- 一 次の全てを満たすこと。
 - イ 当該海外商社の名称に一般に銀行に用いられる名称 (Bank, Banque, Banco, Banca 等) が含まれていること。

LTD.発行) 最新版、又は Bank Scope (BUREAU VAN DIJK 発行) 最新版に当該海外商社が収録されていること。

ハ GE格評価基準の第3号に該当する海外商社を登録又は格付変更する場合にあっては、ロに当該海外商社の出資内容が記載されていること。

二 次のいずれかの書類

イ The Bankers' Almanac の表紙及び当該海外商社が記載されているページの写し

ロ Bank Scopeの当該海外商社についてのレポート

第10条～第14条 (略)

附 則

この改正は、平成22年4月1日から実施する。

別表1

第3条第3項に定める与信管理区分の格付及びその評価基準を次表のとおりとする。

格付	評 価 基 準
GS	次の各号のいずれかに該当する者 一 外貨管理当局 (中央銀行等) 二 財政担当当局 (財務省等) 三 国際連合その他これに準ずる国際機関 四 国際金融機関 (第1号に該当するものを除く。)

ロ The Bankers' Almanac (REED INFORMATION SERVICES LTD.発行) 最新版、又は Bank Scope (BUREAU VAN DIJK 発行) 最新版に当該海外商社が収録されていること。

ハ GE格評価基準の第3号に該当する海外商社を登録又は格付変更する場合にあっては、ロに当該海外商社の出資内容が記載されていること。

二 次のいずれかの書類

イ The Bankers' Almanac の表紙及び当該海外商社が記載されているページの写し

ロ Bank Scopeの当該海外商社についてのレポート

第10条～第14条 (略)

別表1

第3条第3項に定める与信管理区分の格付及びその評価基準を次表のとおりとする。

格付	評 価 基 準
GS	次の各号のいずれかに該当する者 一 外貨管理当局 (中央銀行等) 二 財政担当当局 (財務省等) 三 国際連合その他これに準ずる国際機関 四 国際金融機関 (第1号に該当するものを除く。)

<p>GA</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 行政府（立法府及び司法府を含み、GS格に該当するものを除く。）の各省各部局 二 連邦制の国家にあつては、州政府の各省各部局 三 地方公共団体 四 第1号又は第2号に該当する者の保有する軍隊 五 前各号に該当する者の付属機関 	<p>GA</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 行政府（立法府及び司法府を含み、GS格に該当するものを除く。）の各省各部局 二 連邦制の国家にあつては、州政府の各省各部局 三 地方公共団体 四 第1号又は第2号に該当する者の保有する軍隊 五 前各号に該当する者の付属機関 	
<p>GE</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>以下の全てが満たされ、かつ、日本貿易保険が名簿区分Gを適当であると判断した者</u> イ GS格又はGA格に該当する者（以下本号及び第3号において「GS格等」という。）が出資割合50%超を保有する者（銀行等を除く。）であること（GS格等及びGS格等が出資割合50%超を保有する者又はGS格等が出資割合50%超を保有する者が出資割合50%超を保有する者は、GS格等が出資割合50%超を保有する者とみなす。第3号において同じ。）。 ロ GS格等が当該海外商社の代表者の任命権を有していること。 ハ 次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該海外商社のために制定された根拠法又は政令等に基づき設立されていること。 (2) 当該海外商社の予算決定については議会の議決が必要であること又は当該海外商社の属する政府もしくは地方公共団体の承認等が必要であること。 二 政府関係法人又は政府関連基金等 三 GS格等が出資割合50%超を保有する銀行等 	<p>GE</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>以下の全てを満たす者</u> <ul style="list-style-type: none"> イ GS格又はGA格に該当する者（以下本号及び第3号において「GS格等」という。）が出資割合50%超を保有する者（銀行等を除く。）であること（GS格等及びGS格等が出資割合50%超を保有する者又はGS格等が出資割合50%超を保有する者が出資割合50%超を保有する者は、GS格等が出資割合50%超を保有する者とみなす。第3号において同じ。）。 ロ GS格等が当該海外商社の代表者の任命権を有していること。 ハ 次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該海外商社のために制定された根拠法又は政令等に基づき設立されていること。 (2) 当該海外商社の予算決定については議会の議決が必要であること又は当該海外商社の属する政府もしくは地方公共団体の承認等が必要であること。 二 政府関係法人又は政府関連基金等 三 GS格等が出資割合50%超を保有する銀行等 	

EE	統計的手法により導出した財務定量分析評価に定性的評価（経営、営業基盤及び業界動向等の評価）を加味した信用リスク審査モデル（以下単に「信用リスク審査モデル」という。）の結果から、信用状態が良好であって財務内容も優良な水準にあり、将来環境等が変化した場合でも債務履行能力が問題となる可能性は極めて低い、と日本貿易保険が判断した者	EE	統計的手法により導出した財務定量分析評価に定性的評価（経営、営業基盤及び業界動向等の評価）を加味した信用リスク審査モデル（以下単に「信用リスク審査モデル」という。）の結果から、信用状態が良好であって財務内容も優良な水準にあり、将来環境等が変化した場合でも債務履行能力が問題となる可能性は極めて低い、と日本貿易保険が判断した者
EA	信用リスク審査モデルの結果から、信用状態が良好であって財務内容が現状良好な水準にあり、将来環境等が変化した場合でも債務履行能力が問題となる可能性は低い、と日本貿易保険が判断した者	EA	信用リスク審査モデルの結果から、信用状態が良好であって財務内容が現状良好な水準にあり、将来環境等が変化した場合でも債務履行能力が問題となる可能性は低い、と日本貿易保険が判断した者
EM	EE格又はEA格の基準を満たす者であって、信用状態又は財務内容に比して保険責任残高が過大となっている者	EM	EE格又はEA格の基準を満たす者であって、信用状態又は財務内容に比して保険責任残高が過大となっている者
EF	信用リスク審査モデルの結果から、信用状態、財務内容は現在問題無い水準にあるが、将来環境等が変化した場合にはその影響を受けやすく債務履行能力が問題となる可能性がある、と日本貿易保険が判断した者	EF	信用リスク審査モデルの結果から、信用状態、財務内容は現在問題無い水準にあるが、将来環境等が変化した場合にはその影響を受けやすく債務履行能力が問題となる可能性がある、と日本貿易保険が判断した者
EC	信用リスク審査モデルの結果から、信用状態又は財務内容に不安があり、将来環境等が変化した場合に債務履行能力が問題となる可能性が高い、と日本貿易保険が判断した者	EC	信用リスク審査モデルの結果から、信用状態又は財務内容に不安があり、将来環境等が変化した場合に債務履行能力が問題となる可能性が高い、と日本貿易保険が判断した者
SA	信用状態及び財務内容が現状一定水準以上にある、と日本貿易保険が認める銀行等（GS格又はGE格に該当する者を除く。）	SA	信用状態及び財務内容が現状一定水準以上にある、と日本貿易保険が認める銀行等（GS格又はGE格に該当する者を除く。）
SC	GS格、GE格及びSA格以外の銀行等	SC	GS格、GE格及びSA格以外の銀行等
PN	創設期の者であって、信用状態が不明な者	PN	創設期の者であって、信用状態が不明な者
PU	信用状態が不明な者（PN格又はPT格に該当する者を除く。）	PU	信用状態が不明な者（PN格又はPT格に該当する者を除く。）

<p>P T</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 経営実態のない者（ペーパーカンパニー等） 二 戦争、革命、内乱等の事情により信用調査を実施できない国又は地域に所在する者 	<p>P T</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 経営実態のない者（ペーパーカンパニー等） 二 戦争、革命、内乱等の事情により信用調査を実施できない国又は地域に所在する者 	
<p>別表 2～3 （略）</p>		<p>別表 2～3 （略）</p>		